
I 自治会・町内会とは

【基礎編】



1 自治会・町内会とは？

私たちの生活は、個人や家庭だけでは成り立ちません。

市では、主役である市民の皆さんが安全で快適に、また健康で文化的に生活し、楽しみ、喜び、かつ地域の人達がつながりを深め、理解しあい、心の通う地域づくりを進めています。

この地域づくりの担い手としての組織の一つが「自治会・町内会」です。

自治会・町内会は、一定の地域を単位として、そこに住む人たちによって結成された自主的な団体です。地域のつながりや活性化のため、すべての世帯に自治会・町内会に加入してもらえればよいのですが、自治会・町内会への加入には強制力はないため、加入しない世帯が増えているのが現状です。加入していない人には、自治会・町内会の目的や事業について説明し、理解と協力を得ることが必要です。

2 自治会・町内会の役割

現在、少子高齢化が進む中、一人暮らしの高齢者の増加や、核家族化の進展などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変わってきています。それに伴い子育てや福祉、防災や防犯など地域社会が抱える課題も多岐に及んでいます。

こうした課題は、個人の力では到底解決できるものではなく、地域住民の一人ひとりが共通の課題として認識し、互いに手を携え地域で力を合わせて、課題解決に向けて取り組んでいくことが大切です。

自治会・町内会は、

「今よりもっと住みよいまちにしたい！」

「子どもたちが安全に遊び学べる環境をつくりたい！」

「自分の住むまちをきれいにしたい！」

「防犯を強化して、安全に暮らせるまちにしたい！」

「住人同士の交流を深めて、心の通い合うまちをつくりたい！」

「地域で抱えている課題や問題を、みんなの力で解決したい！」

など、そこに住んでいる誰もが住んでよかったと思えるような地域社会の実現に向け、地域全体の様々な課題を協働して解決していく場であると同時に、住民相互のコミュニケーションづくりの中心となるものです。

また、地震や火災、事故や犯罪など、日常生活の中で突発的に巻き込まれてしまう恐れのある「いざ」というときに備えて、日頃から隣近所の皆さんと交流をもって連帯意識を深めることは、自分や家族を守る力になります。



3 どんな活動をするの？

自治会・町内会の活動には、主に次のようなものがあります。
※活動内容は自治会・町内会によって異なります。



【親睦活動】

- 夏祭りの開催
- 敬老会の開催
- お餅つきの開催



【福祉活動】

- 高齢者の見守りや生活支援
- 募金活動



【環境美化活動】

- ごみ集積所の管理・清掃
- 資源物回収等のリサイクル活動
- 公園や道路の清掃協力
- 花植えによる緑化活動



【防犯・防災活動】

- 防犯パトロールの実施
- 防災訓練の実施
- 子どもたちの登下校の見守り
- 救命救急講習会の実施



【広報・情報提供活動】

- 広報資料の回覧
- 地域課題に関する市政への要望

4 自治会・町内会と市の関係

守谷市では、各自治会・町内会から選出された方を連絡員（区長）として委嘱し、地域住民と行政との連絡調整役をお願いしております。

なお、市から区長に依頼する事項等の説明のため、毎年度「区長業務説明会」を4月中旬頃に開催しています。（令和3年度及び令和4年度については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となりました。）

区長業務説明会では、区長業務に関する説明や、自治会・町内会に対する支援制度の説明のほか、説明事項や市政に対する質疑応答を行います。例年、区長の皆様からたくさんのご質問・ご意見を頂戴しており、活発な意見交換が実施されております。



★自治会・町内会は市の下請け組織ではありません。市と自治会・町内会はお互いに協力しあい、よりよいまちづくりを目指します。

～区長業務説明会の様子～

また、「守谷市自治会業務委託要綱」に基づき、市と自治会・町内会が業務委託契約を締結し、以下のような業務を委託しております。

【自治会・町内会への業務委託】

1. 自治会・町内会から市への質問、要望などのとりまとめ
2. 文書等の配布、回覧
3. 募金のとりまとめ
4. 地区内の調査

そして、自治会・町内会に委託した業務を実施していただいた対価として、年度末に「業務委託料」を自治会・町内会にお支払いしております。

★業務委託料についての詳細は、30ページをご覧ください。



5 守谷市内の自治会・町内会（自治会連絡協議会）

現在、守谷市内には158の自治会・町内会が結成されており、約1万9,000世帯（守谷市全世帯の約67%）*が加入しています。

※令和3年3月末現在。世帯数の報告がない自治会・町内会については、令和元年度の世帯数を使用し算出しております。

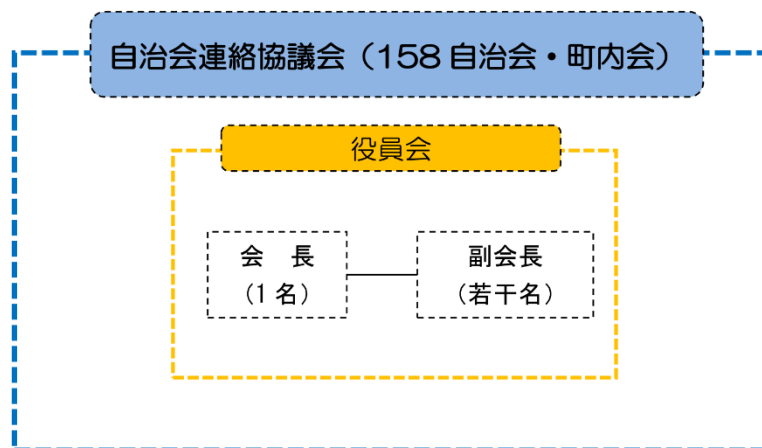
そして、自治会・町内会相互の情報交換等を目的に、全区長等で構成する「**守谷市自治会連絡協議会**」を設置しております。

協議会は、令和2年度に体制の見直しを実施しました。市内の全区長が情報を交換・共有する場を作り出す新しい体制とし、新役員が選任されました。

役員会は、会長1名、副会長若干名で構成されており、情報交換会等の開催の検討や、県の自治会連合会への参加等の活動を行います。

【守谷市自治会連絡協議会組織図】

令和2年12月21日発足



6 認可地縁団体とは？

平成3年4月2日に地方自治法が改正され、自治会・町内会が一定の手続きをとって市長の認可を受ければ法人格を取得することができ、集会所などの不動産を自治会・町内会の名義で登記することができるようになりました。

集会所などの不動産を保有しているものの、個人名義での登記のままになっている自治会・町内会、また、未登記で権利関係があやふやとなっている場合は、いざという時に揉めることのないよう、積極的に認可地縁団体として法人格を取得するよう、努めてください。

★認可地縁団体についての詳細は、22ページをご参照ください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.